

れいんぼう川崎の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 社会福祉事業団(川崎市中原区小杉町3丁目245番地)
(2) 指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援、生活介護、自立訓練、短期入所に関する業務 ・相談支援 ・在宅リハビリテーションサービス事業 ・れいんぼう川崎診療所の管理運営 ・施設等の維持管理に関する業務 等

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択	1
(1) 最適な公共サービス提供主体の選択	(1)
① 法制度上の必要性	① 公がサービス主体となることを定めている法令はなく、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理制度の活用も可能である。
② サービスの制度趣旨や社会状況	② 旧身体障害者療護施設であり、介護と医療的ケアが必要な障害者の入所施設としては市内唯一の施設である。今後も手厚い介護や医療的ケアを必要とする重度の身体障害者のための入所施設として、公が社会的責任において、運営に関与していく必要がある。
③ サービスの質を担保する仕組みの存在	③ 健康福祉局心身障害者総合リハビリテーションセンター管理運営調整委員会設置要綱に基づき、指定管理者の選定及び指定管理者に行わせた管理運営業務について評価等を実施している。また、基本協定書において、本市は指定管理者に管理状況の確認のため、業務内容について報告させ、条件を満たしていない場合は改善を勧告すると定めているとともに、指定管理者が条例等に違反したとき、業務を履行しない等ときは、指定の取消又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができることと定めている。また、指定管理者は、利用者意見や地域の要望等を把握する体制を整備するとともに、定期的に第三者評価を受審するなど支援水準の向上に努めている。
(2) 効率的な運営手法の検討	(2)
① 市民満足度の高いサービス提供	① 各事業とも施設機能を最大限に活用した支援が行われており、リハビリテーションを主体としたプログラムの充実が図られている。また、地域との交流も盛んに行われており、関係機関とも積極的に連携がとれている。
② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保	② 施設管理の継続性、安定性については、法人のノウハウや経営努力等によって、高いレベルで保たれている。また、公平性についても、法人の要綱等に則った苦情・相談の対応や市の健康福祉局心身障害者総合リハビリテーションセンター管理運営調整委員会設置要綱に基づいた評価等によって確保されている。
③ 効率的、効果的な運用の確保	③ 自由な発想、サービスの創意工夫によって効率的、効果的な運用が行われている。
2 サービス向上等	2
(1) 安定性	(1) 個々の障害特性に応じた支援が提供され、高い利用率で運営されており、継続的に安定したサービスの提供がされている。 (平成21年度実績) 《総合相談》 登録・契約者数 202人 相談支援延件数 2,254件 《在宅リハ》 利用者数 86人 訪問件数 437件 《障害福祉サービス》 契約者数 機能訓練 18人 生活訓練 29人 利用状況延日数 2,787日 《施設入所》 在籍数 59人(男31人、女28人) 《短期入所》 契約者数 276人 利用状況延人数 3,287人 《医療》 施設診療延件数 1,936件 診療報酬 788,773点
(2) 公平性	(2) 入所者については、本市が設置している入所調整会議において、公正かつ円滑に調整されている。サービスの提供については、個々のニーズに対応した公平な支援を行っており、利用者や家族からの相談等があった場合には即座かつ真摯に対応されている。

(3) 専門性	(3) 指定管理者が有する専門性やネットワークを活用し、従来のサービス以外にも新たな企画を実施することが可能となり、より専門性の高いサービスが提供されている。蓄積された経験から、専門性、組織力を生かした事業運営が行われている。
(4) 創意工夫	(4) 重度・重複の障害があっても、障害特性に応じた生活を維持し、生活の質が高められるよう、工夫した支援を行っている。
3 コスト検証 算定方法	3 指定管理者制度導入とともに障害者自立支援法が施行され、施設系サービスについては、平成18年10月から施行後、報酬単価の変更等、毎年見直しが行われた中で、当該施設は平成21年度から新法体系に移行しており、順調に運営が行われている。今後も利用料金制への移行を含めたコストの検証が必要と考える。
4 施設の安全性 大規模修繕の必要性	4 平成8年に開設した施設で、築14年が経過している。今後も部分的な修繕が見込まれるため、修繕計画を立てて検討していく必要がある。
5 総 括 成 果	5 介護と医療的ケアが必要な障害者の入所施設として、継続的に運営を行っている。施設入所支援利用者の地域移行や在宅障害者の地域生活の継続ができるようにマネジメントを行っており、施設内では完結しない個別支援計画になるように工夫している。今後も指定管理者の創意工夫によって、更なるサービスの向上が期待されるため、指定管理者制度の活用による運営をしていくことが望ましいと考える。